

秋田県告示第412号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定により、次のとおり建築士事務所の監督処分をしたので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定に基づき、公告する。

平成30年8月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 監督処分をした年月日
平成30年8月20日

- 2 監督処分を受けた建築士事務所

建築士事務所の名称及び所在地	開設者の名称及び代表者の氏名	一級建築士事務所、 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別	建築士事務所の 登録番号
株式会社渡辺佐文建築設計事務所 秋田市山王沼田町6番8号	株式会社渡辺佐文建築設計事務所 代表取締役 池 田 匠	一級建築士事務所	第18-10A-0775号

- 3 監督処分の内容

建築士事務所の閉鎖14日間（平成30年9月1日から同月14日まで）

- 4 監督処分の原因となった事実

建築士事務所の管理建築士が、平成30年3月26日付けで国土交通大臣から、建築士法第10条第1項の規定に基づき、平成30年9月1日から14日間の業務の停止を命じられた。